

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方  
 <金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針>

NO	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>IV-5 指定親会社グループについて</b>		
<b>指定親会社グループの定義</b>		
1	金商法に基づくものなのでやむを得ないが、「指定親会社グループ」の定義は、「指定親会社及びその子法人等で構成されるグループ」とされている。「子法人等」には持分法適用会社も含まれるが、例えば、持分法適用会社が上場し、指定親会社とは独立した経営を行っている場合もあり、「指定親会社グループ」の定義から持分法適用会社は除外すべきではないか。	法令上、川上連結の対象に「子法人等」が含まれることとなっておりますので、ご意見のように、持分法適用会社を指定親会社グループの範囲から除外することは適当でないと考えられます。
<b>IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価</b>		
<b>(3)② 繰延税金資産開示時期</b>		
2	繰延税金資産に関し、決算短信公表時に開示すべきとされている。「主要行等向けの総合的な監督指針」と同時期であるが銀行は単体ベースについての開示である一方、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正案では証券会社については連結ベースの開示を求めており、銀行より証券会社の負荷が大きくなっている。例えば、有価証券報告書や四半期報告書の提出時までの開示とするなど、開示に係る実務負担を考慮してほしい。	自己資本の充実度に関する開示時期については、開示される情報の重要性を踏まえて判断することが重要であり、繰延税金資産の自己資本に対する割合が必ずしも大きくない最終指定親会社に対して一律に決算短信公表時における開示を求めることは必ずしも適当でないと考えられることから、ご意見を踏まえ、繰延税金資産に係る開示については、決算短信公表時以外であっても、適切な時期に行われるものであれば差し支えないことが明らかになるよう、記載を修正いたします。
<b>IV-5-3-1-3 資本調達手段の自己資本規制比率上の自己資本としての適格性の確認</b>		
<b>「必要」性の判断基準</b>		
3	「…その際の着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針III-2-1-1-3を参照するものとする。」とあるが、業態の異なる主要行等向けの総合的な監督指針を参照する際の「必要性」の判断基準はどのようなものか。	最終指定親会社がバーゼルⅡに基づく最終指定親会社告示により連結自己資本規制比率を算出する場合における「資本調達手段の自己資本規制比率上の自己資本の適格性の確認」に関する監督上の取扱いについては、すでにバーゼルⅡに基づき自己資本規制が導入されている銀行監督における取扱いと基本的に同様とすることが適当と考えられることから、今回の改正では、主要行等向けの総合的な監督指針(以下「主要行指針」という。)の着眼点等を参照することとする一方、ご意見のとおり、最終指定親会社と主要行等とは業態等に違いがあり、主要行指針を一律に参照することは必ずしも適当でないと考えられることから、主要行指針の参照については「必要に応じ」て行うこととしております。参照の必要性については、最終指定親会社と主要行等との同質性・異質性を考慮しつつ、個別の判断を行うことが適当と考えられます。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方  
 <金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針>

NO	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>IV-5-3-2-1 リスクアセットの計算方法</b>		
(3)		
4	銀行勘定が想定される書き振りになっており、トレーディング勘定への適用は馴染まないのではないか。	ご意見のとおり、IV-5-3-2-1については(4)の外国為替リスクに係る項目を除いては、トレーディング勘定への適用は想定されていません。
<b>IV-5-3-4-2 監督手法・対応</b>		
(6)米国会計基準の取扱い		
5	告示の附則と同様に「米国会計基準を採用する最終指定親会社は米国会計基準に準じて評価するものとする」という趣旨の文言を追加してほしい。	ご意見を踏まえ、指定国際会計基準又は米国会計基準を採用している最終指定親会社にあつては、当該採用する会計基準に従い資産を評価することとするよう、記載を修正いたします。
(6)②		
6	参照元の区分告示では「有形固定資産」となっているが、「動産不動産」でよいか。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
<b>IV-5-3-5 早期警戒制度</b>		
(3)早期警戒制度		
7	早期警戒制度の実際の運用については、各証券会社の経営実態や業務特性に応じた対応がなされると理解されているが、早期警戒制度に向けてのヒアリング等が開始される基準となる「基本的な収益指標」とはどのようなものを想定しているか。	各最終指定親会社においては、各種の収益指標を活用して各ビジネスラインや拠点の収益トレンドの把握等を行うことになると想定しており、ご意見の「基本的な収益指標」との記載は、そうした各社における収益指標を監督上のモニタリングにおいても活用することを念頭に置いたものです。各社統一的な収益指標については、今後のモニタリングの成果等を踏まえ、引き続き検討してまいります。